



平成 23 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名：株式会社エルクコーポレーション  
代表者名： 代表取締役社長 松本 啓二  
(コード番号：9833 大証第二部)  
問合せ先：取締役管理本部長 玉井 伯樹  
(電話：06-6942-2309)

### 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に下記のとおり異動がありますので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 異動に至った経緯

平成 23 年 4 月 21 日、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノンマーケティングジャパン」といいます。）は、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議し、その旨を表明しました。

平成 23 年 4 月 22 日から同年 6 月 8 日までに実施された本公開買付けの結果、本日、キヤノンマーケティングジャパンから、本公開買付けを通じて、当社の普通株式 5,480,112 株（議決権数：54,801 個、総株主等の議決権に対する割合：96.73%）を取得する旨の報告がありました。この結果、キヤノンマーケティングジャパンが所有する当社の総株主等の議決権に対する割合が過半数を占めることとなり、同社は、平成 23 年 6 月 15 日（本公開買付けの決済開始日）付で、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社の主要株主である筆頭株主である西本不動産株式会社及び主要株主である西本晴男氏は、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、同日付で、それぞれ当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等につきましては、添付資料（キヤノンマーケティングジャパン公表「株式会社エルクコーポレーション株券に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」）をご覧ください。

（注 1）「総株主等の議決権に対する割合」は、当社が平成 23 年 6 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 23 年 5 月 31 日現在の当社の普通株式の発行済株式総数（6,453,689 株）から、同報告書に記載された当社が平成 23 年 5 月 31 日現在所有する自己株式数（788,337 株）を控除した株式数（5,665,352 株）に係る議決権の数 56,653 個に占める所有議決権数の割合をいいます。

（注 2）「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 2. 異動する株主の概要

### (1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	キヤノンマーケティングジャパン株式会社																				
(2) 所 在 地	東京都港区港南2丁目16番6号																				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 正己																				
(4) 事 業 内 容	キヤノン製品の販売、サービス、マーケティングの統括																				
(5) 資 本 金	73,303百万円(平成22年12月31日現在)																				
(6) 設 立 年 月 日	昭和43年2月																				
(7) 純 資 産	247,691百万円(平成22年12月31日現在)																				
(8) 総 資 産	457,894百万円(平成22年12月31日現在)																				
(9) 大株主及び持株比率 (平成22年12月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>キヤノン株式会社</td> <td>50.11%</td> </tr> <tr> <td>キヤノンマーケティングジャパングループ社員持株会</td> <td>3.84%</td> </tr> <tr> <td>ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク ア カウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>1.74%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>1.67%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>1.52%</td> </tr> <tr> <td>アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルク センブルグノンレジデントドメスティックレート(常任代理人 スタ ンダード チャータード銀行)</td> <td>1.01%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>キヤノンマーケティングジャパン取引先持株会</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>0.66%</td> </tr> <tr> <td>ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアantz(常任代理 人 香港上海銀行 東京支店)</td> <td>0.60%</td> </tr> </table>	キヤノン株式会社	50.11%	キヤノンマーケティングジャパングループ社員持株会	3.84%	ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク ア カウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.74%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.67%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.52%	アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルク センブルグノンレジデントドメスティックレート(常任代理人 スタ ンダード チャータード銀行)	1.01%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	0.87%	キヤノンマーケティングジャパン取引先持株会	0.72%	株式会社みずほ銀行	0.66%	ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアantz(常任代理 人 香港上海銀行 東京支店)	0.60%
キヤノン株式会社	50.11%																				
キヤノンマーケティングジャパングループ社員持株会	3.84%																				
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク ア カウント(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.74%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.67%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.52%																				
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルク センブルグノンレジデントドメスティックレート(常任代理人 スタ ンダード チャータード銀行)	1.01%																				
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	0.87%																				
キヤノンマーケティングジャパン取引先持株会	0.72%																				
株式会社みずほ銀行	0.66%																				
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアantz(常任代理 人 香港上海銀行 東京支店)	0.60%																				
(10) 上場会社と当該株主の関係																					
資 本 関 係	該当事項はありません。																				
人 的 関 係	該当事項はありません。																				
取 引 関 係	当社は、当該株主及び当該株主の関係会社との間で、当該株主及び当該株主の関係会社に対する血圧計等の製品の販売取引並びに当該株主及び当該株主の関係会社からのデジタル X 線機器等の仕入取引を行っております。																				

### (2) 主要株主である筆頭株主でなくなる株主の概要

(1) 名 称	西本不動産株式会社
(2) 所 在 地	大阪府大阪市天王寺区餌差町10番65号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 西本晴男
(4) 資 本 金	96,950,000円(平成23年6月9日現在)
(5) 事 業 内 容	不動産賃貸業

(3) 主要株主でなくなる株主の概要

(1) 氏名	西本晴男
(2) 住所	大阪府大阪市

3. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権所有割合

(1) キヤノンマーケティングジャパン

	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
	直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	- 個 ( - %)	- 個 ( - %)	- 個 ( - %)	-
異動後	54,801 個 (96.73%)	- 個 ( - %)	54,801 個 (96.73%)	第1位

(注1)「議決権所有割合」は、当社が平成23年6月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成23年5月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された当社が平成23年5月31日現在所有する自己株式数(788,337株)を控除した株式数(5,665,352株)に係る議決権の数56,653個を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 西本不動産株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	議決権所有割合	大株主順位
異動前	13,426 個 (1,342,600 株)	23.70%	第1位
異動後	- 個 ( - 株)	- %	-

(注1)「議決権所有割合」は、当社が平成23年6月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成23年5月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された当社が平成23年5月31日現在所有する自己株式数(788,337株)を控除した株式数(5,665,352株)に係る議決権の数56,653個を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 西本晴男

	議決権の数 (所有株式数)	議決権所有割合	大株主順位
異動前	6,879 個 (687,900 株)	12.14%	第2位
異動後	- 個 ( - 株)	- %	-

(注1)「議決権所有割合」は、当社が平成23年6月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成23年5月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された当社が平成23年5月31日現在所有する自己株式数(788,337株)を控除した株式数(5,665,352株)に係る議決権の数56,653個を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. 異動年月日

平成 23 年 6 月 15 日（本公開買付けの決済開始日）

#### 5. 今後の見通し

キャノンマーケティングジャパンは、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかつたため、平成 23 年 4 月 21 日付「キャノンマーケティングジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にて公表しましたとおり、以下の方法により、キャノンマーケティングジャパンを除く当社の株主に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための完全子会社化手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立したことを受け、キャノンマーケティングジャパンは、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、平成 23 年 8 月を目途として開催することを、当社に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、キャノンマーケティングジャパンは、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、キャノンマーケティングジャパンは、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の普通株式は全て全部取得条項が付されたうえで、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該普通株式の取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、キャノンマーケティングジャパンは、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける当社の普通株式の 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう、当社に対して要請する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は本日現在未定ですが、かかる株式の数については、キャノンマーケティングジャパンが当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、キャノンマーケティングジャパン以外の当社の株主で本公開買付けに応募しなかった株主に対して交付する数が 1 株に満たない端数となるように決定することを当社に対して要請する予定です。

なお、キャノンマーケティングジャパンは、原則として平成 23 年 11 月中を目途に、本完全子会社化手続を完了させることを予定しております。

本完全子会社化手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(I) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、普通株主がその有する普通株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、

また、(II) 上記③の全部取得条項が付された当社の普通株式全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得が当社の本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

なお、キヤノンマーケティングジャパンは、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後のキヤノンマーケティングジャパンの株券等所有割合、及びキヤノンマーケティングジャパン以外の当社の株主による当社の普通株式の所有状況等によっては、本完全子会社化手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により当社の完全子会社化を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。但し、その場合であっても、キヤノンマーケティングジャパン以外の当社の株主が受け取ることになる対価の額については、本公開買付け価格を基準として算定する予定です。この場合における具体的な手続については、協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

当社の普通株式は、本日現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、キヤノンマーケティングジャパンは、上記のとおり、当社の全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合には、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を大阪証券取引所において取引することができなくなります。

#### 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

以上

#### 添付資料

「株式会社エルクコーポレーション株券に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」

平成 23 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川崎 正己  
(コード番号：8060 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員コミュニケーション本部長  
松阪 喜幸  
(TEL. 03-6719-9095)

株式会社エルクコーポレーション株券に対する公開買付けの結果及び  
子会社の異動に関するお知らせ

キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 23 年 4 月 21 日開催の取締役会において、株式会社エルクコーポレーション（コード番号：9833、大証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 23 年 4 月 22 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 23 年 6 月 8 日をもって終了しましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 23 年 6 月 15 日（本公開買付けの決済の開始日）付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南 2 丁目 16 番 6 号

(2) 対象者の名称

株式会社エルクコーポレーション

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,665,372 株	3,778,900 株	一株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,778,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,778,900 株）以上の場合

は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付けが取得する対象者の株券等の最大数である 5,665,372 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の自己株券買付状況報告書（平成 23 年 4 月 1 日提出）に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（6,453,689 株）から、同報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（788,317 株）を控除した株式数となります。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者の自己株券買付状況報告書（平成 23 年 4 月 1 日提出）に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（6,453,689 株）から、同報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（788,317 株）を控除した株式数（5,665,372 株）の 66.7%に相当する株式数（3,778,804 株（小数点以下切り上げ。））から単元未満に係る数を切り上げた株式数である 3,778,900 株を記載しております。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者の株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 4 月 22 日（金曜日）から平成 23 年 6 月 8 日（水曜日）まで（30 営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 670 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,778,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（5,480,112 株）が買付予定数の下限（3,778,900 株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により追加・訂正されたものをいいます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 6 月 9 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	5,480,112 株	5,480,112 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合 計	5,480,112 株	5,480,112 株
(潜在株券等の数の合計)	—	( 一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	54,801 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.73%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主の議決権の数	56,649 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第55期第3四半期報告書(平成23年2月14日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の自己株券買付状況報告書(平成23年6月1日提出)に記載された平成23年5月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)から、同報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式数(788,337株)を控除した株式数(5,665,352株)に係る議決権の数56,653個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地



SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成23年6月15日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針につきましては、当社が平成23年4月21日付「株式会社エルクコーポレーション株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成23年5月13日付「(訂正)公開買付届出書の訂正届出書の提出及び「株式会社エルクコーポレーション株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」記載の内容から変更ありません。

なお、対象者の普通株式は、本日現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、対象者の発行済株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しておりますので、その場合には大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。今後の具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

キャノンマーケティングジャパン株式会社  
株式会社大阪証券取引所

東京都港区港南2丁目16番6号  
大阪市中央区北浜一丁目8番16号

II. 子会社の異動について

1. 異動の理由

上記「I. 本公開買付けの結果について」に記載のとおり、本公開買付けの結果、対象者は平成23年6月15日(本公開買付けの決済の開始日)付で当社の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社(株式会社エルクコーポレーション)の概要

(1) 名	称	株式会社エルクコーポレーション	
(2) 所	在	地	大阪市中央区東高麗橋1番15号

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松本 啓二		
(4) 事業内容	医療関連用品及び医療機器の販売・製造		
(5) 資本金	2,533,499,200円		
(6) 設立年月日	昭和31年5月21日		
(7) 大株主及び持株比率 (平成22年9月30日現在)	西本不動産株式会社	20.80%	
	西本 晴男	10.66%	
	エルクコーポレーション取引先持株会	4.83%	
	ケアストリームヘルス株式会社	3.66%	
	西本 保夫	2.36%	
	西本 愛子	2.33%	
	竹田 和平	2.33%	
	株式会社りそな銀行	2.28%	
	日本生命保険相互会社	2.23%	
	西本 延子	1.76%	
(8) 上場会社と対象者の関係 (平成23年6月9日現在)			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	当社及び当社の関係会社は対象者との間で、対象者に対するデジタルX線機器等の製品の販売取引、及び対象者からの血圧計等の製品の仕入取引を行っております。		
関連当事者への該当事項	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状況 (百万円未満切捨て)			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結純資産	7,175百万円	7,244百万円	7,170百万円
連結総資産	17,569百万円	17,826百万円	17,836百万円
1株当たり連結純資産	1,215.82円	1,269.31円	1,265.63円
連結売上高	22,730百万円	24,296百万円	21,412百万円
連結営業利益	△181百万円	219百万円	71百万円
連結経常利益	△170百万円	196百万円	97百万円
連結当期純利益	△716百万円	183百万円	24百万円
1株当たり連結当期純利益	△121.31円	32.03円	4.38円
1株当たり配当金	10円	10円	10円

### 3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	一株
---------------	----

	(議決権の数 : 一個) (所有割合 : -%)
(2) 取得株式数	5,480,112 株 (議決権の数 : 54,801 個) (発行済株式数に対する割合 : 84.91%) (取得価額 : 3,671 百万円)
(3) 異動後の所有株式数	5,480,112 株 (議決権の数 : 54,801 個) (所有割合 : 84.91%)

(注1) 「所有割合」及び「発行済株式数に対する割合」の計算においては、対象者の自己株券買付状況報告書(平成23年6月1日提出)に記載された平成23年5月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(6,453,689株)を、分母として計算しております。

(注2) 「所有割合」及び「発行済株式数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入していません。

#### 4. 異動の日程(予定)

平成23年6月15日(水曜日) 本公開買付けの決済の開始日

#### 5. 今後の見通し

当該子会社の異動が今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上